１０　税の控除・減免

ここで用いる「特別障害者」及び「障害者」とは、次の表のとおりです。

区　　分	障害者	特別障害者
身体障害者手帳	右記以外の手帳所持者	１級・２級
療育手帳		Ⓐ・A
精神障害者保健福祉手帳		１級
介護保険の要介護・要支援の認定を受けた６５歳以上の方（注）	寝たきり度がＢ１又はＢ2、あるいは認知度がⅢa 又はⅢb	寝たきり度がＣ１又はＣ2、あるいは認知度がⅣ又はM

（注）　障害者福祉課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた方に限ります。

○　所得税の障害者控除

所得税の納税者が障害者本人の場合や、障害者である親族を扶養している場合は、勤務先・税務署へ申告すると障害者控除が受けられ、下表の控除額が所得金額から差し引かれます。

区　　分	障害者	特別障害者	同居特別障害者
本　　人	２７万円	４０万円	
同一生計配偶者又は扶養親族	２７万円	４０万円	７５万円

※　その年の１２月３１日の現況によります。

→ 窓口　東松山税務署　　TEL ２２－０９９０

《電話での相談が困難な方に対する相談窓口（聴覚障害者用ファクシミリ）》

関東信越国税局 電話相談センター　　FAX ０４８－８３３－９６８０

※ 所得税が給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当へご相談ください。

○　市民税・県民税の障害者控除

市民税・県民税の納税者が障害者本人の場合や、障害者である親族を扶養している場合は、市役所課税課へ申告すると障害者控除が受けられ、下表の控除額が所得金額から差し引かれます。（所得税の確定申告をした方は、課税課への申告は不要です）

区　　分	障害者	特別障害者	同居特別障害者
本　　人	２６万円	３０万円	
同一生計配偶者又は扶養親族	２６万円	３０万円	５３万円

※　課税年度の前年の１２月３１日の現況によります。

→ 窓口　課税課　　TEL ２１－１４３８　FAX ２３－２２３８

○　自動車税の減免

障害者の通院、通学等のために使用する自家用自動車で一定の要件を満たすものは、障害者１人につき１台に限り、自動車税又は軽自動車税の減免を受けることができます。

減免の対象となる障害の区分と障害の程度は次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="3">手帳の種類及び障害の区分</th><th>障害の程度</th></tr>
<tr><td rowspan="12">身体障害者手帳</td><td colspan="2">視　覚</td><td>１級～３級、４級のうち視力の良い方の眼の視力が０.０８～０.1</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴　覚</td><td>２級、３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能</td><td>３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">音声機能又は言語機能</td><td>３級（喉頭が摘出された場合に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上　肢　※ 主に手や腕</td><td>１級、２級</td></tr>
<tr><td colspan="2">下　肢　※ 主に足</td><td>１級～６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">体　幹</td><td>１級～３級、５級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能</td><td>上肢</td><td>１級、２級</td></tr>
<tr><td>移動</td><td>１級～６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能</td><td>１級、３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝臓機能</td><td>１級～３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能</td><td>１級～３級</td></tr>
<tr><td colspan="3">療育手帳</td><td>Ⓐ、A</td></tr>
<tr><td colspan="3">精神障害者保健福祉手帳</td><td>１級かつ精神通院医療を受けている方</td></tr>
</table>

※　障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級により判定します。

環境性能割（自動車税・軽自動車税）

詳細については、自動車税事務所へお問い合わせください。

→ 窓口　自動車税事務所 熊谷支所（熊谷市御稜威ヶ原７０１－５）

TEL ０４８－５３２－８０１１　FAX ０４８－５３０－１０１１

※ 減免後１年以内に自動車を新たに取得した場合は、新たな環境性能割の減免は受けられません。

種別割（自動車税）

申請方法等の詳細については、県税事務所へお問い合わせください。

→ 窓口　東松山県税事務所（東松山市六軒町５－１）

ＴＥＬ ２３－８９０８　ＦＡＸ ２３－７９２１

種別割（軽自動車税）

課税課で手続をしてください（毎年手続が必要です）。

※ 納期限前７日までに申請がない場合は、その年の減免は受けられません。

※ 減免の対象は、障害者１人につき１台のみのため、自動車税（種別割）の減免を受けた場合は軽自動車税（種別割）の減免を受けることはできません。

＜手続に必要なもの＞

① 減免対象となる車両を運転する方の運転免許証

② 軽自動車税（種別割）納税通知書

③ 自動車検査証、軽自動車届出済証 又は 標識交付証明書の写し

④ 障害者手帳　　⑤ 自立支援医療受給者証（精神障害の場合のみ）

⑥ 申請者の身分証明書

⑦ 常時介護誓約書（以下２点の両方に該当する方のみ）

ⅰ障害者のみで構成される世帯で障害者が納税義務者

ⅱ常時介護者が運転者

→ 窓口　課税課　TEL ２１－１４３８　FAX ２３－２２３８

○ 相続税の障害者控除

相続人が８５歳未満の障害者であるときは、その障害者が８５歳に達するまでの年数１年につき１０万円（特別障害者のときは２０万円）が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

→ 窓口　東松山税務署　TEL ２２－０９９０

《電話での相談が困難な方に対する相談窓口（聴覚障害者用ファクシミリ）》

関東信越国税局 電話相談センター　FAX ０４８－８３３－９６８０

○ 贈与税の非課税

特定障害者（特別障害者及び障害者のうち精神に障害のある方）の方の生活費などに充てるために、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所等を通じて税務署長に提出することにより、6,000 万円（特別障害者以外の方は 3,000 万円）までの金額については非課税になります。

→ 窓口　税務署・信託銀行等

○　ストマ用装具・おむつに係る費用の医療費控除

ストマ用装具に係る費用の医療費控除

ストマケアに係る治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認め、「ストマ用装具使用証明書」を発行した場合については、当該ストマ用装具に係る費用は、医師の治療を受けるため直接必要な費用と認められ、医療費控除の対象となります。

おむつに係る費用の医療費控除

医師の治療を継続して受ける必要のある傷病により、概ね6か月以上寝たきり状態にある方の使用しているおむつに係る費用について、医師が治療上必要と認め、「おむつ使用証明書」を発行した場合に限り、医療費控除の対象となります。

なお、この控除を受けることが２年目以降である場合、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方については、高齢介護課が交付する「おむつ代の医療費控除証明書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

→ 医療費控除に関する窓口　東松山税務署　TEL　２２－０９９０

《電話での相談が困難な方に対する相談窓口（聴覚障害者用ファクシミリ）》

関東信越国税局 電話相談センター　FAX ０４８－８３３－９６８０

→ おむつ代の医療費控除証明書に関する窓口

高齢介護課　TEL　２１－１４６０　FAX　２２－７７３１

○　個人事業税の非課税

両眼の視力が 0.06 以下の視覚障害のある方が、あんま・マッサージ・はり・きゅう・その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税となります。

→ 窓口　東松山県税事務所　TEL ２３－８９０８　FAX ２３－７９２１

○　少額貯蓄の利子等の非課税（障害者等のマル優）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害年金を受給している方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに書類を提示して確認を受ける必要があります。

→ 窓口　金融機関等

１１　情報支援・情報保障

○　手話通訳者の派遣

聴覚又は音声・言語機能障害のある方が、各種の手続きや相談等がスムーズにできるよう手話通訳者を派遣します。

※　申請書は、東松山市ホームページからダウンロードすることもできます。

→　窓口〈派遣対象者登録〉障害者福祉課　TEL ２１－１４５２ FAX ２４－６０６６
〈派遣申込み〉　総合福祉エリア総合相談窓口
TEL ２１－５５７０　FAX ２５－３３０８

○　要約筆記者の派遣

聴覚又は音声・言語機能障害のある方のコミュニケーションを支援するため、要約筆記奉仕員を派遣します。

→窓口〈派遣対象者登録〉障害者福祉課　TEL ２１－１４５２　FAX ２４－６０６６
〈派遣申込み〉　埼玉聴覚障害者情報センター　TEL ０４８―８１４―３３５３
FAX ０４８－８１４－３３５４

○　聴覚障害者相談員

聴覚障害者の日常生活・社会生活上の問題について相談に応じています。

→　窓口　埼玉県聴覚障害者情報センター
さいたま市浦和区北浦和５―６―５　浦和合同庁舎別館２階
TEL ０４８－８１４－３３５３　FAX ０４８－８１４－３３５５

○　ファクシミリ利用料の補助

家庭にファクシミリを設置している下記対象者へ、ファクシミリを利用するための電話利用料の一部を補助します。

〈対象者〉　聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳２・３級をお持ちの方
〈補助額〉　ファクシミリを利用するための電話利用料に対して月８５０円を限度に補助します。（世帯内対象者が３人以上の場合は、月９００円を限度に補助します。）

→　窓口　障害者福祉課　TEL ２１－１４５２　FAX ２４－６０６６

○　点字・声の広報（デイジー版）の発行

視覚障害者に対し点字広報、声の広報（デイジー版）を発行しています。どちらも原則毎月１日に発行されます。

→ 窓口 〈申込み〉 障害者福祉課　TEL ２１－１４５２　FAX ２４－６０６６
〈発行内容〉広報広聴課　TEL ２１－１４１０　FAX ２２－５５１６

○　対面朗読室

東松山市立図書館内に視覚障害者のための対面朗読室を設置しています。

ここでは希望によりボランティアや職員が対面朗読を行います。利用条件など、詳しくは市立図書館までお問い合わせください。

→ 窓口 東松山市立図書館　東松山市本町２－11－20　TEL ２２－０３２４
FAX ２２－００６４

○　家庭配本サービス

東松山市立図書館では、重度身体障害者のために図書・雑誌・朗読テープ・ＣＤ・ＤＶＤなどの配送を行っています。利用条件など、詳しくは市立図書館までお問い合わせください。

→ 窓口 東松山市立図書館　東松山市本町２－11－20　TEL ２２－０３２４
FAX ２２－００６４

○　ＮＥＴ１１９緊急通報システム

比企広域消防本部では、聴覚や発話の障害等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、簡単な画面操作で１１９番通報を行えるシステムを導入しています。詳しくは比企広域消防本部までお問い合わせください。

〈対象者〉　比企広域消防本部が管轄する地域（東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村）に在住又は在勤若しくは在学の方で、聴覚、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害等により音声通話が困難である方

〈手続き〉　所定の申請書に必要事項を記入し、障害者福祉課又は比企広域消防本部へ提出してください。後日、登録メールアドレスに仮登録メールが届きますので、案内に従い登録を完了させてください。

→ 窓口 障害者福祉課　TEL ２１－１４５２　FAX ２４－６０６６
〈問合せ〉比企広域消防本部指令課　東松山市大字上野本１３００－１
TEL ２３－２２６６　FAX ２４－１６６８
E-mail　shirei119@hiki-saitama.jp

○　比企広域電子図書館（比企ｅライブラリ）

比企広域１市６町では、電子図書館サービス「比企ｅライブラリ」を導入しています。電子図書館は、パソコン、スマートフォン、タブレットからインターネットを通じて電子書籍を借りることができるサービスです。読み上げ機能のついた本も多数あります。詳しくは下記ウェブサイト又は市立図書館までお問い合せください。

〈対象者〉　東松山市在住で図書館利用券をお持ちの方

〈手続き〉　図書館利用券及び住所が確認できる証明書（マイナンバーカード、障害者手帳、保険証等）をお持ちの上、市立図書館、高坂図書館又はなしの花図書室で申込みください。申込後、電子図書館のＩＤと仮パスワードを発行します。「比企広域電子図書館　比企ｅライブラリ」のサイトにアクセスし、ログイン後、ご自身でパスワードを変更してください（半角英数字記号６文字以上２０文字以下）。

→ 窓口　東松山市立図書館　　東松山市本町２―11―20　　TEL ２２―０３２４
FAX ２２―００６４

（比企広域電子図書館　比企ｅライブラリ　サイト）
https://web.d-library.jp/hiki/

○　コミュニケーション支援アプリ

障害のある方、障害のある方を支援する方などのコミュニケーションを支援するアプリがあります。スマートフォンやタブレットで文字やイラストを指し示すことにより、情報や意思を伝えることができます。アプリは無料（通信料は除く）で利用できるものがたくさんあります。

＜アプリでできること＞
- イラストでコミュニケーションをとることができます。
- 「はい」「いいえ」「わかりません」やよく使う項目を登録して相手に伝えることができます。

（コミュニケーション支援アプリを紹介しているサイト（参考））
東京都障害者 IT 地域支援センター
アンドロイド携帯用　　iPhone、iPad 用

１２　住宅等の支援

○　重度障害者居宅改善整備費補助

重度身体障害者（下肢、体幹機能障害１級、２級の方）の日常生活における利便を図るため、居室・便所・浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する場合、改造にかかる**経費の３分の２を補助**します。（ただし２４万円を限度とします）

〈補助対象外となる場合〉

・居宅の新築、増築及び改築
・介護保険の給付対象となる住宅改修
・日常生活用具給付等事業の給付対象となる住宅改修
・補助対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額が 100,500 円を超える場合

→ 窓口　障害者福祉課　TEL ２１－１４５２　FAX ２４－６０６６

○　県営住宅の抽選における特別措置

世帯員のいずれかが下記の障害をお持ちの世帯を対象に、一般の方に比べ当選する確率が高くなる制度があります（住宅の種類により対象者は異なります）。住宅の入居を希望する方は、１月、４月、７月、１０月の定期募集で申込みをしてください。申込み締め切り後に抽選を行い、当選者を決定します。詳細は下記へお問い合わせください。

〈対象者〉　・身体障害者手帳１級・２級・３級・４級をお持ちの方
・療育手帳Ⓐ・Ａ・Ｂをお持ちの方
・精神障害者保健福祉手帳１級・２級をお持ちの方

→ 窓口　埼玉県住宅供給公社 熊谷支所
TEL ０４８－５２４－７９６３　FAX ０４８－５２４－９７６９

○　県営住宅の家賃減額

県営住宅の入居者で、一定の基準を満たす低所得世帯については、申請により家賃が減額される場合があります。詳細は下記へお問い合わせください。

→ 窓口　埼玉県住宅供給公社 熊谷支所
TEL ０４８－５２４－７９６３　FAX ０４８－５２４－９７６９

１３　就労支援

○　障害者就労支援センター

働きたいが仕事が見つからない・どんな仕事があるのか分からない・職場で自分の気持ちをうまく伝えられないなど、就労に関わる相談に応じます。また、ジョブコーチを派遣するなど、就労後の支援も含めた総合的な就労支援を行っています。

〈支援内容〉

① 職業相談

支援対象者やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に応じています。

② 就労準備支援

利用者の適性などを把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、就職に向けた支援を行っています。

③ 職場開拓

公共職業安定所（ハローワーク）への同行や独自の職場開拓などにより、利用者の求職活動を支援しています。

④ 職場実習支援

利用者が職場に慣れるために職場実習を行うとともに、事業主の利用者に対する理解を求め、職場環境の調整を行うなどの支援を行っています。

⑤ 職場定着支援

仕事に関することでの不安や悩みを解消するための相談支援を行っています。また、定期的又は随時に事業所を訪問し、利用者、家族、事業主などに対し、必要な助言や調整を行っています。

なお、東松山市障害者就労支援センターでは、就労移行支援事業、就労定着支援事業、自立訓練（生活訓練）との一体的な運営を図っています。

→ 窓口　東松山市障害者就労支援センター
東松山市小松原町１７－１９　TEL ２４－５６５８　FAX ２４－５６５８

○　たばこ小売人の指定

１８歳以上の身体障害者がたばこ小売人指定を受けようとする時は、指定条件が緩和されます。

→ 窓口　財務省　関東財務局　理財部　理財第３課
TEL　０４８－６００－１１２１

○　職業訓練等

●　国立職業リハビリテーションセンター

〈利用手続〉

身体障害・高次脳機能障害・難病のある方で国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国リハ」という）の利用を必要とする場合は、国リハ入所の手続きをしていただきます。国リハ入所後に、国立職業リハビリテーションセンター入所のための職業評価を受けることになります。

また、通所が可能な方は、居住地を管轄するハローワークを通して、手続きを行います（通所が可能な知的障害者の方は居住地又は学校を管轄するハローワークを通して手続きを行います）。

→ 窓口　国立障害者リハビリテーションセンター

総合相談課　TEL　０４－２９９５－３１００

FAX　０４－２９９５－３１０２

国立職業リハビリテーションセンター

職業評価課　TEL　０４－２９９５－１７１２

FAX　０４－２９９５－１２７７

●　障害者職業能力開発校

〈対　象〉　障害者で職業的自立を目指す方（１日６～８時間の訓練を、継続して受けられる方）

〈訓練科目〉就業支援、職域開発、調理・清掃サービス、オフィスワーク、ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィック DTP、ものづくり技術、建築 CAD、製パン、実務作業、OA 実務

〈期　間〉　３か月～１年

〈費　用〉　授業料は無料。作業服代等は本人負担となります。

→ 窓口　東京障害者職業能力開発校　　小平市小川西町２－３４－１

TEL ０４２－３４１－１４１１　FAX　０４２－３４１－１４５１

〈入校応募手続き〉　ハローワーク東松山　TEL ２２－０２４０　FAX ２３－６２７２

●　職場適応訓練

実際の職場で訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものです。訓練の対象者には雇用保険の失業等給付が支給、事業主には委託料が支給されます。

〈訓練期間〉　６か月以内（重度の方は１年以内）

→ 窓口　ハローワーク東松山　TEL ２２－０２４０　FAX ２３－６２７２

○　職業紹介

● **公共職業安定所**

専門の係が置かれ、障害者の就労等について求人・求職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。障害者に限定した求人のほか、一般の求人に応募いただくことも可能です。公共職業安定所では、個別にその方にあった求人の開拓や、面接に同行する等、きめ細やかなサービスを行っています。

→ 窓口　ハローワーク東松山　　東松山市上野本１０８８－４
TEL ２２－０２４０　FAX ２３－６２７２

● **地域障害者職業センター**

障害者に対して就職のための相談・職業に関する能力の判定や、障害者と雇用する事業主に対して、採用・配置・職場管理の相談、作業設備及び補助具の改善について助言、雇用及び適職に関する情報の提供等を行っています。

→ 窓口　埼玉障害者職業センター　　さいたま市桜区下大久保１３６－１
TEL ０４８－８５４－３２２２　　FAX ０４８－８５４－３２６０

○　就労継続支援事業補助金（チャレンジアップ応援制度）

就労継続支援事業所又は就労移行支援事業所で就労訓練を行い、一般就労が決まった方の就労を応援するため、次の支援金を交付します。

【就労準備支援金】

〈内　容〉　就労継続支援事業所又は就労移行支援事業所から一般就労先が内定した方に対し、就労するための準備支援金を交付します（生活保護世帯の方は同様の支援制度があるため対象外）。

〈補助額〉　上限５万円

※ 就労準備支援金申請書の提出期間は、一般就労について内定したことの通知があった日から３０日以内です。

【住宅確保支援金】

〈内　容〉　就労継続支援事業所又は就労移行支援事業所から一般就労先が決まってアパート等で一人暮らしを始める方に対し、安定して住居を確保し、就労を継続できる環境を整えるための支援金を交付します（生活保護世帯の方は同様の支援制度があるため対象外）。

※ 住宅確保支援金申請書の提出期間は、一般就労の日から１年以内です。

〈補助額〉　上限１０万円

→ 窓口　障害者福祉課　　TEL ２１－１４５２　　FAX ２４－６０６６

○　自動車運転免許の無料教習

１８歳以上の身体障害者の方が自動車運転免許を取得する場合、次のア、イ、ウのすべてにあてはまる方は、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料（検定料等は自己負担）となります。

ア．公共職業安定所に求職登録してある方

イ．公安委員会の運転適性検査に合格した方

ウ．身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

→ 窓口　身体障害者運転能力開発訓練センター　あずまえん自動車教習所

新座市堀ノ内２−１−46　　http://www.azumaen.or.jp

TEL ０４８−４８１−２７１１　FAX ０４８−４８１−６５７８

○　自動車運転免許取得費の補助

障害者手帳をお持ちの方が就労等に伴い、運転免許を取得する場合、運転免許取得にかかる経費の一部を補助します。自動車教習所の入校手続き前に相談・申請をお願いします。**（入校予定日の２０日前までに申請をする必要があります）**

※　入校手続き後の申請は受け付けられません。また、申請年度の３月までに運転免許を取得する必要があります。

〈対象者〉　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病患者等　（所得等の制限あり）

〈補助額〉　運転免許取得にかかる経費の３分の２（限度額１２万円）

→ 窓口　障害者福祉課　TEL ２１−１４５２　FAX ２４−６０６６

○　自動車改造費の補助

障害者手帳をお持ちの方が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部を補助します。契約手続き前に相談・申請をお願いします。**（改造実施予定日の２０日前までに申請をする必要があります）**

※　契約後の申請は受け付けられません。また、申請年度の３月までに改造による支払いが完了している必要があります。

〈対象者〉　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病患者等　（所得等の制限あり）

〈補助額〉　改造費用（限度額１０万円）

→ 窓口　障害者福祉課　TEL ２１−１４５２　FAX ２４−６０６６

１４　地域等の相談窓口

○　地域の相談窓口

● **民生委員・児童委員**

　地域住民の身近な相談相手として、また、行政など関係機関とのつなぎ役として、地域福祉の増進に努めています。関係機関と連携し、障害のある方の相談支援を行います。お住まいの地域の担当民生委員については、お問い合わせください。

→ 窓口　社会福祉課　　TEL ２１－１４０８　　FAX ２４－６０６６

● **地域福祉コーディネーター**

　各市民活動センターに配置しています。身近な場所で、福祉に関する困りごとや　相談を受け、必要に応じて専門機関へつなぎます。お住まいの地域の地域福祉コーディネーターについては、お問い合わせください。

→ 窓口　東松山市社会福祉協議会　東松山市松本町１－７－８　市民福祉センター
TEL ２３－１２５１　　FAX ２３－８８９８

○　障害者相談員

● **身体障害者相談員**

同じ障害者の立場から、障害者の問題についての相談に応じ、助言を行っています。

氏　名	電　話	氏　名	電　話
堀　一夫	0493-24-2367	杉浦　宏	0493-22-9969
松田　千尋	0493-35-0574		

● **知的障害者相談員**

知的障害者本人やその保護者からの相談に応じ、助言を行っています。

氏　名	電　話	氏　名	電　話
細谷　泰子	0493-25-1250	小栁　玉枝	0493-23-3377

○　消費者トラブルに関する相談窓口

　消費者トラブルの解消を図るために東松山市消費生活センターを設置しています。

　消費者契約上の問題や商品に対する苦情等について、消費生活相談員による相談を行っています。※ 電話又は対面による相談となります。

→ 窓口　東松山市消費生活センター（人権市民相談課）
受付時間　　１０：００～１５：３０（年末年始・土日祝日を除く）
TEL　２１－１４１４　　FAX　２３－２２３６

○　その他の相談窓口

● 埼玉県難病相談支援センター

埼玉県では２か所に難病相談支援センターを設けています。

① 医療に関する相談など

難病相談支援員が難病患者やその家族の相談に応じています。面接相談は、予約が必要です。

→ 窓口　国立病院機構東埼玉病院　　蓮田市黒浜４１４７

TEL ０４８－７６８－３３５１　　FAX ０４８－７６８－２３０５

② 生活相談・就労相談など

ピアサポーター（難病患者やその家族など）が患者会の紹介、日常生活の相談やピア・カウンセリング等を行っています。面接相談は、予約が必要です。

→ 窓口　一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会

さいたま市浦和区大原３－１０－１埼玉県聴覚障害者交流センター内

TEL&FAX ０４８－８３４－６６７４

● 埼玉県医療的ケア児等支援センター

埼玉県では、医療的ケア児等とそのご家族が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、相談窓口を設置しています。「どこに相談してよいかわからない」「先々の子育てが不安」「ケアの方法を知りたい」「保育所や学校に行きたい」「活用できる制度などを知りたい」等の相談を受けます。

→ 窓口　地域センターたいよう

熊谷市津田１８５５－１　福祉医療センター太陽の園 内

時間　　９：００～１７：００（土日・祝日を除く）

TEL　３９－１１１４　　E-mail　ty-soudan@seifu-kai.or.jp

● 障害者歯科相談医

障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理や可能な範囲の歯科治療、予防措置等を行います。また、必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受け入れを行っています。

→ 窓口　埼玉県 HP 障害者歯科相談医名簿（高齢者含む）をご覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/dental/d-meibo.html

１５　災害時の支援

○　避難行動要支援者避難支援制度

災害時に自力で避難することが難しい在宅の障害者や高齢者などの避難行動要支援者が、速やかに避難支援を受けられるようにするための制度です。

要支援者に同意を得て「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係機関に配布しています。

また、具体的な避難支援の内容（緊急連絡先、避難支援者、避難場所、避難時の配慮事項、かかりつけ医など）を記載した「個別避難計画」を作成します。

〈対象者〉次のいずれかに該当する在宅の方

①　身体障害者手帳１級、２級をお持ちの方
（１８歳未満及び上肢・内部障害のみで該当する方を除く）

②　療育手帳Ⓐ・Ａ・Ｂをお持ちの方（１８歳未満を除く）

③　精神障害者保健福祉手帳１級、２級をお持ちの方（１８歳未満を除く）

④　要介護認定３～５を受けている方

※ 上記に該当しない場合でも、災害時に自力避難が困難な場合は申請により登録できます。

〈名簿の配布先〉

自主防災組織・民生委員・警察・消防などの関係機関

〈手続〉

「名簿提供同意書」と「個別避難計画作成調書」に必要事項を記入し、社会福祉課へ提出してください。

※ 関係機関が行う避難支援は、可能な範囲で行うもので、必ず避難支援が受けられることを保証したり、法的な義務および責任を負うものではありません。

→　窓口　社会福祉課　　TEL　２１－１４５５　　FAX　２４－６０６６

○　災害時のストマ用装具備蓄

埼玉県の災害時ランニング備蓄事業では、避難所で約３日間生活される場合を想定したストマ用装具の備蓄を行っていますが、避難所で配布の準備が整うまでは、災害発生から４～５日程度かかります。緊急時の交通や通信手段の遮断等不測の事態も考慮に入れ、緊急時のストマ用装具について各個人でもすぐに持ち出せるよう予め準備をお願いします。

→　窓口　障害者福祉課　　TEL　２１－１４５２　　FAX　２４－６０６６